

(6) 気象災害への対応

① 暴風警報等が発令された場合の対応

非常変災時の児童の登下校

豊川市立桜町小学校

1 登校前、豊川市に「暴風警報」が発令されている場合

(1) 午前6時30分までに暴風警報が解除された場合

・平常通りの授業を行います。

(2) 午前6時30分から午前10時までに暴風警報が解除された場合

・解除2時間後に、当日の授業を行います。

(3) 午前10時を過ぎて午前11時までに暴風警報が解除された場合

・午後1時から、当日の授業を行います。 お昼を食べてから登校させてください。

(4) 午前11時を過ぎても暴風警報が継続されている場合

・当日の授業はありませんので、登校させないでください。

※ (1)(2)の場合、事前に給食が中止されているときは、登校時に弁当を持たせてください。

※ めやすとして、授業開始30分前に各通学班の集合場所に集まり出発してください。

※ 道路や橋の破損等で登校が危険な場合には、登校を見合わせてください。

また、その場合は学校へ連絡して下さい。(Tel 86-4246)

2 登校後、豊川市に「暴風警報」が発令された場合

・安全に帰宅できると判断した場合には、当日の授業を中止して通学団別に担当の教師が付き添い、速やかに下校させます。(当日、やむを得ない事情で帰宅させられない場合には、必ず学校にご連絡ください。)

・帰宅が困難な場合やすでに戸外の通行が危険と認めた場合は、戸外の安全が確認されるまで、学校で待機させます。この場合には「まなびポケット」でお知らせします。

・本校の通学地域の全部または一部が避難対象地域(対象校区)となり、警戒レベル3以上が発令された場合は、別紙をご覧ください。

3 大雨警報・洪水警報発令中および集中豪雨等(原則として登校させる)で、通学路が冠水するなど、登校が困難な場所があることが予想される場合

・保護者は児童の登校を見合わせ、学校と連絡をとってください。その後、安全を確認した上で登校させて下さい。

・登校が完了した時点で「始業時刻」とします。

4 地震に関する情報(「南海トラフ地震臨時情報」など)が発表された場合

1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合

○ 通常どおりの教育活動を行う。(現行と同様)

○ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。

○ 後に発表される臨時情報(2の(1)から(3))に備え、情報収集を行う。

2 1の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

○ 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を通常通り継続する。

○ 通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。

○ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期(中止)し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。

○ 校長は、学校の立地条件や児童の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合

には、臨時休校とすることができる。

※地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて(2)に準じた対応へ移行する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

○ 通常どおりの教育活動を行う。

○ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。

※地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことを留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

○ 通常どおりの教育活動を行う。

・上記以外の対応をする場合は、教育委員会や代田中校区3小中学校と連携をとり、「緊急メール」または、「おたより」で連絡します。

5 大規模地震（震度5弱以上）が発生した場合

登校前に「大規模地震」が発生した場合

・登校させないでください。

登校後に「大規模地震」発生した場合

・直ちに学校の活動を停止し、学校で児童を保護者に引き渡します。児童引き渡しカードの内容を確認しておいてください。

登校中に「大規模地震」発生した場合

・揺れがおさまるまで安全を確保し、急いで帰宅します。学校が近い場合は、一旦登校し、その後、登校後と同じ扱いとします。

6 「特別警報」が発令された場合

登校前に「特別警報」が発令された場合

・登校しません。解除後は、安全が確認できてから緊急連絡メール等で登校時刻を連絡しますので、それから登校となります。

登校後に「特別警報」が発令された場合

・直ちに学校の活動を停止。状況により「学校への留め置き」「引率による通学団下校」「学校での保護者引き渡し」を判断し、緊急連絡メールで連絡します。

登校中に「特別警報」が発令された場合

・急いで帰宅します。知らずに登校した場合は、登校後と同じ扱いとします。

7 その他

・児童の登下校の安全確保のため、PTA役員・委員や保護者は、通学路の状況や地区の情報を学校へ提供して下さい。

緊急時には、「まなびポケット」の配信ができないことも考えられます。
その場合は、各ご家庭で、安全確保をお願いします。